人事院公示第16号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月１日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～十九　（略）	一～十九　（略）
二十　人事院規則９―123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項	二十　人事院規則９―123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項
⑴　第２条第27号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。	⑴　第２条第26号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。
⑵～⑺　（略）	⑵～⑺　（略）
二十一～二十四　（略）	二十一～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第17号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月１日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～十一の二　（略）	一～十一の二　（略）
十二　人事院規則９―54（住居手当）に規定する次に掲げる事項	十二　人事院規則９―54（住居手当）に規定する次に掲げる事項
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　第４条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている住宅について定めること。	⑶　第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている住宅について定めること。
⑷～⑼　（略）	⑷～⑼　（略）
十三～二十四　（略）	十三～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年四月一日

中国四国産業保安監督部長　金子　健

一　名称　大同ガス産業株式会社

二　住所　香川県高松市伏石町七百八番地一

三　指定する地域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

五　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　大同ガス産業株式会社　香川県高松市伏石町七百八番地一

六　指定年月日　令和八年四月一日

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号）第19条第２項第３号の規定により委任された同法第74条の２第１項第１号の規定に基づき、公示する。

令和８年４月１日

九州産業保安監督部長　樫福　錠治

１．名称　株式会社ＢＦＧエンジニアリング

２．住所　福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目５番１号

３．指定する地域　九州全県

４．指定する区分　液化石油ガス保安規則第78条第４項において準用する同規則第77条第２項及び第４項から第７項までに規定する特定施設の保安検査

５．指定年月日　令和８年４月１日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月一日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　海上保安大学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）筒井　直樹

（変更後）澤井　幸保

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月一日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　海上保安大学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）筒井　直樹

（変更後）澤井　幸保

三　変更年月日　令和八年四月一日